第1章 総則

目的

この条例は、本市のかけがえのない自然環境の保全及び創出のため、市民協働により施策の 総合的な推進を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

自然環境の保全 及び創出とは 森林、河川、池沼、湿地等の自然環境が損なわれることを防止することです。

損なわれた自然環境の回復・再生、質の向上を図ることです。



多様な生物が生息又は 生育する状態を確保



多自然川づくり

保護区内の保全活動



外来種対策



里地里山の保全

市民・事業者・市の責務

市民

- ●自然環境の保全・創出に自ら努めること
- ●市が実施する施策に協力すること

事業者

- 事業計画、事業活動において 自然環境の保全・創出に配慮すること
- ●市が実施する施策に協力すること

市

- ●自然環境の保全・創出のための施策を 総合的に推進すること
- ●市民、事業者との協働に努めること
- ●施策の策定・実施において、自然環境の 保全・創出に配慮すること